

議案第 127 号

伊賀市過疎地域持続的発展計画の策定について

伊賀市過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

伊賀市長 岡本 栄

記

# 伊賀市過疎地域持続的発展計画

2021(令和3)年度～2025(令和7)年度



2021（令和3）年12月

伊賀市

## 目次

### 1. 基本的な事項

- (1) 島ヶ原地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (7) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (8) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・ 9

### 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・ 13

### 3. 産業の振興

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (4) 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (5) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・ 17

### 4. 地域における情報化

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・ 18

### 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・ 20

### 6. 生活環境の整備

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・ 24

<b>7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	26
(3) 計画	27
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	28
<b>8. 医療の確保</b>	
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	29
(3) 計画	29
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	29
<b>9. 教育の振興</b>	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31
<b>10. 集落の整備</b>	
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	32
(3) 計画	33
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	33
<b>11. 地域文化の振興等</b>	
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 計画	36
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	36
<b>12. 再生可能エネルギーの利用の推進</b>	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
<b>13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	39
(4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合	39
<b>事業計画（令和3年度から令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分</b>	<b>40</b>

※各事項における事業計画の表中の番号及び区分名については、総務省通知に基づいて記載しています。

## はじめに

過疎対策は、人口の著しい減少によって地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域において、住民福祉の向上や働く場の創出を図り、更には豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を生かした個性のある魅力的な地域づくりを進め、森林や農地、農山漁村を適正に管理して美しい国土を保全し、過疎地域が国土の保全・水源のかん養・地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮して、国民生活に重要な役割が果たせるよう、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずるものです。

昭和 45 年以来、過疎地域においては、これまで議員立法として制定された過疎対策立法のもと各種対策が講じられてきました。昭和 45～54 年度は「過疎地域対策緊急措置法」、昭和 55～平成元年度は「過疎地域振興特別措置法」、平成 2～11 年度は「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12～令和 2 年度は「過疎地域自立促進特別措置法」、そして令和 3 年度からは「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「新過疎法」という。）と 5 次にわたり制定された法律のもと、対象市町村、関係都道府県、国の 3 者が一体となった対策が進められています。

新過疎法では、基準となる人口減少率と財政力指数が見直され、旧市町村を単位として過疎地域を指定する「一部過疎」の仕組みが設けられ、旧島ヶ原村の区域（以下、「島ヶ原地域」という。）が、指定されました。

そのため、今後 5 年間（2021（令和 3）～2025（令和 7）年度）「伊賀市過疎地域持続的発展計画」に基づき取り組むものです。

## 1. 基本的な事項

### (1) 島ヶ原地域の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

1889（明治22）年の町村制施行により、「島ヶ原村」が誕生しました。2004（平成16）年11月の6市町村の合併まで115年の独立村とし歴史を歩んできた島ヶ原地域は、伊賀市の西端に位置し、北は滋賀県、西は京都府、南は奈良県に接する4府県接点の地で古くから中部圏と近畿圏を結ぶ交通の要衝として人や物、文化が行き交う郷として栄えてきました。

北部エリアは、滋賀県との境界を海拔600mの笠置山系北山連峰が東西に連なり、傾斜が一般に20度から40度前後の急峻な山岳地帯となっています。その山麓に4集落が散在し、南部エリアは比較的ゆるやかな丘陵地帯で木津川沿いに3集落と京都府寄りに1集落があります。

中央部エリアは、淀川水系の木津川が流れ、東西に並走するように、国道163号、JR関西本線が通り、なだらかな勾配の土地が広がり、公共施設や銀行、郵便局、駅、商店が立地しています。

島ヶ原の歴史は古く、中村では縄文時代早期の縄文土器が出土しているほか、石鏃も確認されています。奈良時代になると、現在の島ヶ原につながる歴史の痕跡を見ることができます。711（和銅4）年に大和国と東国を結ぶため整備された官道（古代東海道）は島ヶ原の北部を通ったとされ、東大寺二月堂の別院として観菩提寺（正月堂）が建立されたのは天平勝宝年間（750年頃）と言われています。また、1144（天養元）年の資料には「興福寺西金堂領島原保」が登場し、「島ヶ原」に住まう人びとの活動が確認されるようになります。

江戸時代以降は、大和街道（奈良街道）が整備され、街道沿いに本陣や旅籠が設けられ、西国の大名や高僧たちが島ヶ原宿を往来し宿場町として栄えました。こうした歴史を背景に、島ヶ原には歴史的遺産や伝統・文化などが数多く残されています。

島ヶ原地域は、地勢上、自然環境や歴史的経緯から、地域の生活や文化は古くから京都や奈良の文化の影響を受け、現代では関西文化圏の影響を強く受けています。こうした地理的環境から、観光入込客数が年間およそ14万人で、関西圏からの訪客数が多い地域です。

#### イ 過疎の状況

島ヶ原地域は、人口が1990（平成2）年から2015（平成27）年で26%減少し、2015（平成27）年の高齢化比率が43.2%、若年者比率が9.2%となっており、少子高齢化が地域の課題となっています。

このように著しい人口減少と少子高齢化の進行は、子育て保育環境や教育環境にも影響を与え、かつ、地域コミュニティの担い手不足など、地域に与える影響

も深刻化しています。

こういった地域が直面している諸課題や地域の実情を鑑み、自然・歴史・文化などの地域特有の魅力を、これまで培ってきた観光業や各産業に結び付けた地域づくりが必要です。

また、地域産業の基盤となる人材確保は重要な課題であり、空き家バンク制度を活用した移住・交流人口の拡大に取り組みながら、若い世代が住みやすく、生きがいを持って暮らせる安心・安全な生活環境が求められています。

## ウ 社会経済的発展の方向の概況

これまで旧島ヶ原村では、緑豊かな自然環境を生かしながら、さまざまな施策により生活基盤の改善を行ってきました。笠置山系の支脈、中央部を流れる木津川、そして地域の総面積の6割を占める森林、このような恵まれた豊かな自然環境を保全しつつ、自然と調和のとれた生活に豊かさを感じるような生活基盤の改善として、水源涵養機能をもつ里山の撫育をはじめ、防災行政無線の整備、地域における自主防災活動の推進など災害に強い安心して生活できる郷づくりを進めてきました。

また、「島ヶ原らしさ」を生かした産業の育成に取り組み、農林業の継承・農山村がもつ多面的な機能の確保として、携わる人の育成、集落の持続的な農業生産活動、土地利用計画に基づいた効率的な土地利用に取り組み、そして、豊かな自然や歴史、産業資源など島ヶ原地域のよさを活かし、有機的に結びつけた保養型交流拠点として「ふれあいの里」の整備充実による観光リゾートの振興など、地域の特性を生かした産業の郷づくりを進めてきました。

伊賀市合併以降、施策の合理化・効率化・最適化が進み、島ヶ原地域を維持することが困難な中であっても、これまで紡いできた島ヶ原地域の文化は地域住民の手により守られてきました。

こうした、これまでの取組みを活かし、少子・超高齢社会の進行と人口減少に向き合い、様々な課題解決に積極的に取り組むことが求められています。

表 1-1 島ヶ原地域の総面積及び民有地における地目別面積

総面積		22.95 km <sup>2</sup>	民有地	森林	14.49 km <sup>2</sup>		
民有地	総数	7.46 km <sup>2</sup>		山林	3.33 km <sup>2</sup>		
	田	2.12 km <sup>2</sup>		原野	0.05 km <sup>2</sup>		
	畑	0.73 km <sup>2</sup>		雑種地	ゴルフ場用地	0.19 km <sup>2</sup>	
	宅地	小規模住宅用地			0.16 km <sup>2</sup>	遊園地等の用地	—
		一般住宅用地			0.20 km <sup>2</sup>	鉄道等の用地	0.12 km <sup>2</sup>
		商業用地			0.26 km <sup>2</sup>	その他雑種地	0.30 km <sup>2</sup>
		計			0.62 km <sup>2</sup>	計	0.61 km <sup>2</sup>

資料：(国土地理院総務省統計局) 平成16年1月1日時点

## (2) 人口及び産業の推移と動向

島ヶ原地域の人口減少は、1955（昭和 30）年代より人口が著しく減少しはじめ、1960（昭和 35）年と 2015（平成 27）年と比較して、総人口が 34%減少し、15～64 歳の人口数は 50%減少しています。高齢者比率も年々増加していますが、65 歳以上の人口の増減率は、2005（平成 17）年をピークに 2015（平成 27）年には低下しています。

表 1-2 (1) 人口の推移（国勢調査）【島ヶ原地域】 (人/%)

区分	1960 年 昭和 35 年		1975 年 昭和 50 年		1990 年 平成 2 年		2005 年 平成 17 年		2015 年 平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	3,385	2,960	-12.6%	3,012	1.8%	2,705	-10.2%	2,230	-17.6%	
0～14 歳	894	492	-45.0%	463	-5.9%	272	-41.3%	202	-25.7%	
15～64 歳	2,155	2,032	-5.7%	1,946	-4.2%	1,536	-21.1%	1,064	-30.7%	
15～29 歳 (a)	748	603	-19.4%	453	-24.9%	396	-12.6%	205	-48.2%	
65 歳以上 (b)	336	436	29.8%	603	38.3%	897	48.8%	964	7.5%	
若年者 (a) 比率	22.1%	20.4%	—	15.0%	—	14.6%	—	9.2%	—	
高齢者 (b) 比率	9.9%	14.7%	—	20.0%	—	33.2%	—	43.2%	—	

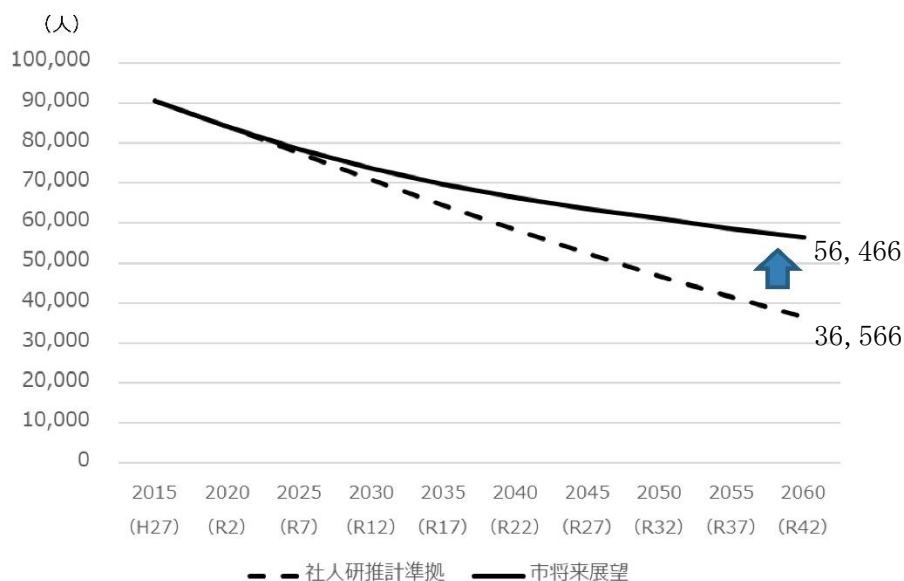
表 1-2 (2) 人口の推移（国勢調査）【市全体】 (人/%)

区分	1960 年 昭和 35 年		1975 年 昭和 50 年		1990 年 平成 2 年		2005 年 平成 17 年		2015 年 平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	99,821	94,399	-5.4%	97,752	3.6%	100,623	2.9%	90,581	-10.0%	
0～14 歳	26,169	18,168	-30.6%	16,780	-7.6%	13,200	-21.3%	10,763	-18.5%	
15～64 歳	64,694	63,801	-1.4%	63,919	0.2%	62,119	-2.8%	51,131	-17.7%	
15～29 歳 (a)	22,475	19,433	-13.5%	16,468	-15.3%	16,304	-1.0%	12,361	—	
65 歳以上 (b)	8,958	12,420	38.6%	17,053	37.3%	25,298	48.3%	28,668	13.3%	
若年者 (a) 比率	22.5%	20.6%	—	16.8%	—	16.2%	—	13.6%	—	
高齢者 (b) 比率	9.0%	13.2%	—	17.4%	—	25.1%	—	31.6%	—	

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。



表 1-2 (3) 伊賀市の人口の将来展望



産業別人口構成では農業従事者は1990（平成2）年から2015（平成27）年間の25年間に45%減少しました。第1次産業従事者は年々減少傾向にあり、合併以降の島ヶ原地域の産業別人口構成は、2015（平成27）年のおりであり、第1次産業、第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合が上昇しています。ただし、総数が減少しているため、第3次産業の実数は減少しています。

表 1-3 (1) 産業別就業人口の推移（国勢調査）【島ヶ原地域】 (人/%)

区分	1960年(S35)		1975年(S50)		1990年(H2)		2005年(H17)		2015年(H27)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
就業人口比率										
総数	1,777	1.0%	1,794	1.0%	1,605	-10.5%	1,359	-15.3%	1,023	-24.7%
第1次産業	54.5%	—	27.8%	—	14.9%	—	12.5%	—	8.2%	—
第2次産業	14.0%	—	20.5%	—	31.3%	—	29.1%	—	25.8%	—
第3次産業	31.5%	—	51.6%	—	53.7%	—	57.1%	—	65.4%	—

表 1-3 (2) 産業別就業人口の推移（国勢調査）【市全体】 (人/%)

区分	1960年(S35)		1975年(S50)		1990年(H2)		2005年(H17)		2015年(H27)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
就業人口比率										
総数	52,969	-4.5%	50,597	-4.5%	50,245	-0.7%	49,996	-0.5%	44,737	-10.5%
第1次産業	51.3%	—	25.7%	—	10.4%	—	7.5%	—	5.9%	—
第2次産業	18.5%	—	31.6%	—	42.7%	—	38.5%	—	38.6%	—
第3次産業	30.2%	—	42.6%	—	46.8%	—	53.1%	—	53.8%	—

### (3) 行財政の状況

本市の2010(平成22)年度から2019(令和元)年度の10年間の収入総額は450億円前後を推移していますが、合併に伴う特例措置である地方交付税の算定替え期間や合併特例債の発行期限が終了することから、今後は、歳入額が減少していくことになります。

歳出総額は、2010(平成22)年度から2019(令和元)年度の10年間で14億円近く増加傾向にあります。歳入の減少に伴い歳出が抑制されることとなります。歳出の内訳をみると、義務的経費が全体の50%程度を占め、経常収支比率の上昇による財政の硬直化が懸念されます。財政力指数は、2010(平成22)年度は、0.68ポイントでしたが、2019(令和元)年度には、0.63ポイントと0.05ポイント減少しています。

表1-4 (1) 財政の状況

(千円)

区分	2010(H22)年度	2015(H27)年度	2019(R1)年度
歳入総額 (A)	45,457,973	44,811,766	45,925,111
一般財源	28,162,936	28,741,432	27,732,081
国庫支出金	4,885,469	4,930,837	4,895,281
都道府県支出金	3,077,662	2,769,326	2,743,795
地方債	6,023,300	4,954,400	5,187,315
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	3,308,606	3,415,771	5,366,639
歳出総額 (B)	43,700,198	43,534,413	45,065,084
義務的経費	22,011,562	22,777,912	22,587,726
投資的経費	5,175,953	4,350,645	6,391,339
うち普通建設事業	4,799,010	4,035,842	6,154,759
その他	16,512,683	16,405,856	16,086,019
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 (C)=(A)-(B)	1,757,775	1,277,353	860,027
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	158,177	325,896	329,741
実質収支 (D)-(C)	1,599,598	951,457	530,286
財政力指数	0.68	0.65	0.63
公債費負担比率	18.3	19.8	19.3
実質公債費比率	14.8	13.2	11.4
起債制限比率	11.4	9.5	8.0
経常収支比率	89.7	92.4	97.8
将来負担比率	124.8	90.8	77.2
地方債現在高	57,512,326	55,341,984	54,759,892

表 1-4 (2) 主要公共施設等の整備状況 【市全体】

区分		1980(S55) 年度末	1990(H2) 年度末	2000(H12) 年度末	2010(H22) 年度末	2019(R1) 年度末
市道	改良率 (%)	—	—	—	—	—
	舗装率 (%)	—	40.3	75.6	69.4	98.3
農道	延長 (m)	26,760	27,169	—	—	—
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)		916.4	—	—	—	—
林道	延長 (m)	—	—	—	—	10,050
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)		—	—	—	—	—
水道普及率 (%)		99.7	98.6	99.6	98.8	99.5
水洗化率 (%)		—	—	31.2	72.8	82.7
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)		—	—	—	—	—

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

伊賀市総合計画は、伊賀市における最上位の計画として、中長期の展望のもと、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本となる方針を定めたものです。

伊賀市総合計画では、望ましいまちの姿と将来像を設定し、2014（平成 26）年度策定の基本構想・第 1 次基本計画、それに続く 2017（平成 29）年度からの第 2 次基本計画、そして現在は 2021（令和 3）年度に策定した第 3 次基本計画に沿ってまちづくりを進めています。

過疎法制定の理念は、条件不利性の克服という過疎対策の基本的な考え方を維持しつつ、過疎地域の持続的発展を支援し、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成に寄与することと、地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上の実現を目指すこととされています。

こうした法の理念に沿って、島ヶ原地域の豊かで多様な価値観・文化、地域の繋がりを守り、地域の持続的な発展と自然、歴史、地域性、郷に住む人々、そして風土を生かした特色ある島ヶ原地域として、地域を持続的に発展させるための方針を定めます。

移住等対策は、空き家バンク制度を活用し、移住希望者などに対する PR や受け入れ態勢の整備による移住人口の拡大に取り組み、地域の魅力を発信し交流人口を増やします。

農業振興は、地域での農業生産活動を継続的に行うとともに、寒暖差が大きい伊賀市の気候を活かした伊賀米・伊賀牛など地域の農畜産物のブランド力を高め

ます。

林業振興は、森林環境の整備・木材の利活用・森林の魅力創造・人材育成を進め、伊賀の森林や里山に誇りを持てる地域づくりをめざします。

商工業振興は、ふれあいの里を拠点に地場製品の流通整備や情報発信の機会創出により販路の拡大を目指します。また、農林業との連携による新たな産業の創出や起業家の育成に取り組みます。

情報化は、革新的な情報通信技術を活用し、過疎地域における課題や困難を克服するため、IoT (Internet of Things)・AI 技術を用いたプラットフォームの構築に取り組みます。

交通対策は、生活に必要な移動手段として重要な役割を果たしている地域公共交通の利用を促すために、地域の実情に応じた新たな運行形態などの調査・検討を行い、利用しやすい交通体制の構築に努めます。

生活環境は、安心して暮らせる環境を守り、住民誰もが安全で文化的な生活を営める地域づくりを進めるため、地域の自主防災力を高め、高齢者などの情報弱者への支援に取り組みます。

子育て支援は、家庭や地域での支え合いや住民同士のつながりを強め、子どもを産み育てやすい環境を推進し、地域で育む意識の醸成に取り組みます。

高齢者支援は、島ヶ原の住み慣れた地域で、健やかに生きがいを持ち、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなかで、地域の誰もがともに助けあい、ともに生きる地域づくりに取り組みます。

教育では、未就学児童や児童生徒にとってより良い環境確保のため、現在の施設のあり方を検討し、次代に繋がる施設活用の検討に取り組みます。

集落の整備では、こうした地域の維持管理とコミュニティの維持に向けて、移住人口の拡大と外部人材を積極的に活用し地域の発展に取り組みます。

地域文化の振興では、悠久の歴史が紡がれた地域の文化遺産が多くあり、こうした受け継がれた文化遺産の保存・継承に取り組みます。また、人口減少が進むなか、伝統文化の継承に取り組みます。

さらに、国際連合が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs) の理念に基づき、持続可能な多様性と包摂性のある地域社会を目指します。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

伊賀市が「まち・ひと・しごと創生」の推進として掲げる基本目標に基づき、シティプロモーションによる関係人口の拡大や、シビックプライドの醸成に向けた人材育成に積極的に取り組むとともに、地域の持続的発展のために移住施策・Uターン・Iターンへの取り組みを重点目標とします。

また、島ヶ原地域の恵まれた豊かな自然環境を保全しつつ、自然と調和のとれた豊かさやゆとりが実感できる地域を目指し、近年の全国的に多発する集中豪雨での人的被害を無くし安心して生活できる郷づくりを進めるとともに、超高齢化が進むなか、不便を感じさせることなく住み慣れた地域社会で暮らせる交通の確保など生活の豊かさが実感でき、若い世代が住み続けたいと思える郷づくりを目標とします。

### ア 島ヶ原地域における目標

人口減少に伴う少子高齢化によるコミュニティの維持が危ぶまれるなか、伊賀市総合計画に則して、持続可能な地域社会の形成に向けた、移住人口の拡大による『来たい・住みたい・住み続けたい』地域づくりを行うとともに、伊賀市将来展望人口に即して、島ヶ原将来展望人口を表 1-5 (1) とし、特色ある魅力あふれる地域づくりを目指します。

表 1-5 (1) 人口ビジョンに基づいた将来展望人口【島ヶ原地域】

	2015 H27年	2020 R2年	2025 R7年	2030 R12年	2035 R17年	2040 R22年
島ヶ原将来展望	2,230人	2,014人	1,822人	1,645人	1,501人	1,364人
社人研推計準拠	2,230人	2,011人	1,790人	1,586人	1,391人	1,215人

※島ヶ原将来展望は、社人研推計準拠に基づき、伊賀市人口ビジョンをもとに推計した人口予測  
※社人研推計準拠は、2015（平成 27）年国勢調査を基に将来人口を推計した「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）をもとに国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を用いて算定した人口予測

### イ 目標値の設定

#### <施策の実施による人口減少の緩和>

目標とする数値として、空き家の有効活用に取り組み、移住人口の拡大を目指す「伊賀流空き家バンク制度」が 2016（平成 28）年 10 月から運用を開始し、2020（令和 2）年度までの間に、島ヶ原地域内で成約した移住世帯及び移住者数を基準値として、計画期間最終年度末時点における目標値を以下のように定めます。

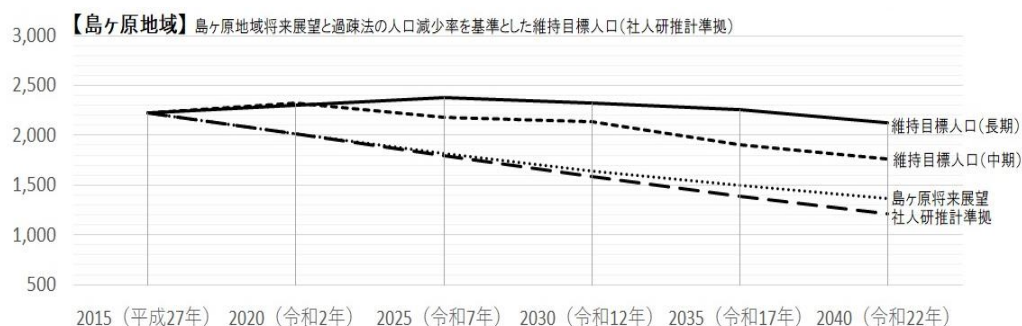
表 1-5 (2) 空き家バンク制度を活用した人口拡大目標【島ヶ原地域】

令和 2 年度末時点の物件を購入した 累計世帯数 (累計人数)	計画期間終了時の物件を購入した累 計世帯数 (累計人数)
17 世帯 (39 人)	40 世帯 (80 人)

#### <維持目標人口に向けての緩和>

伊賀市総合計画による伊賀市人口ビジョンに基づいた、島ヶ原地域の将来人口推計から非過疎地域を目指すためには、表 1-5 (3) に記載の維持目標人口を目指す必要がありますが、島ヶ原地域の人口減少が著しく、維持目標人口から乖離する傾向があります。そのため、伊賀市人口ビジョンに基づいた将来展望人口の減少率を下回らないように人口維持を図ります。また、過疎指定に至った地域の人口減少要因について調査を行います。

表 1-5 (3) 人口減少率を基準とした維持目標人口【島ヶ原地域】



#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

当計画における達成状況の評価は毎年度当初に前年度の達成状況の評価を行い、市民に向けて報告を行います。

#### (7) 計画期間

伊賀市過疎地域持続的発展計画期間は、2021 (令和 3) 年度から 2025 (令和 7) 年度の 5 箇年とします。

#### (8) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

島ヶ原地域内に建築された公共施設のうち、都市基盤施設及び公共施設の総延床面積は、21,032.7 m<sup>2</sup>あり、そのうち、上下水道(都市基盤施設)を省いた公共施設(ハコモノ)の総延床面積は、20,439 m<sup>2</sup>となり、2015(平成 27)年の国勢調査人口に占める一人当たり延床面積は 9.17 m<sup>2</sup>と市全体と比較して 3.8 m<sup>2</sup>多いことが分かります。

表 1-6 (1) 公共施設保有量の比較

行政名	国勢調査 (平成 27 年)	行政面積	人口密度	公共施設 延床面積	一人あたり 延床面積
伊賀市	90,581 人	558.17 km <sup>2</sup>	162 人	486,263 m <sup>2</sup>	5.37 m <sup>2</sup>
島ヶ原地域	2,230 人	22.95 km <sup>2</sup>	97 人	20,439 m <sup>2</sup>	9.17 m <sup>2</sup>

2015（平成 27）年 3 月に策定した「公共施設最適化計画」では、下表の 12 施設について、施設の方向性と用途別目標及び基本方針を定め、実行目標が掲げており、機能移転による複合化を進めるとともに、残存する未利用施設の廃止と解体除却を進めます。

表 1-6 (2) 対象施設の方向性と用途別目標及び用途別基本方針（公共施設最適化計画）

施設名称	耐震性	施設ごとの方向性
島ヶ原支所庁舎	有	複合化
伊賀市消防署島ヶ原分署	有	継続
島ヶ原小・中学校	有	校区再編計画に基づく適正な規模と配置を検討する
島ヶ原保育所	有	「保育所のあり方に関する提言書」を基本として、校区再編後を想定した配置とする
島ヶ原放課後児童クラブ	有	複合化
島ヶ原運動広場	—	縮小（用途廃止のうえ、譲渡又は貸付売却）
島ヶ原ふれあいの里	有	縮小（令和 4 年度から民営化予定）
島ヶ原老人福祉センター	有	縮小（売却など）
市営住宅島ヶ原団地（山菅住宅）	有	「伊賀市公営住宅等長寿命化計画」に基づく建替えや改修、集約化などを実施する
島ヶ原地区市民センター	有	複合化（周辺施設の機能移転を図る）
島ヶ原会館	有	複合化（老朽化が進行した際に建物を廃止する）
島ヶ原農産物処理加工施設	有	縮小（廃止又は必要な機能は民間委託等により確保する）

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### <移住・定住>

伊賀市は、2016（平成28）年から移住・定住対策及び空き家を活用した移住・定住対策に取り組み、また、島ヶ原地域まちづくり協議会の産業交流部会が取り組んだ移住支援事業により、これまで、島ヶ原地域に2021（令和2）年度末までに17世帯39人が移住したことで、活用が可能な空き家が減少傾向にあります。

しかし、移住人口よりも出生数の減少と死亡者の増加、若年者の流出が大きく、人口減少の歯止めがきかない状況となっています。

また、地域の伝統文化などの活動や地域での環境整備作業といった共同活動における人員不足と高齢化に伴う活動の縮小が進みつつあります。

#### <地域間交流の促進、人材育成>

島ヶ原ふれあいの里は、島ヶ原地域住民の健康増進及び福祉向上と、世代間交流及び地域間交流を図る拠点と地域と地域外の交流人口を増やし、地場産農産物や特産品開発など地域の産業振興と観光振興といった地域を活性化することを目的に、島ヶ原地域の発展のための施設として地域住民の思いが込められた施設です。

こうした目的を達成するため、また、過疎からの脱却に向け、地域の6次産業創出に向けた産業振興と関係人口を増やし地域の魅力を発信する観光振興施設として、運営事業者と地域が連携し有効活用を図る必要があります。

また、健康づくり施設「まめの館」は、利用者数の減少により閉鎖され、雨漏りなどによる腐朽や劣化が著しい状況です。

### (2) その対策

#### ▽基本方針

人口の流出、またそれに伴う後継者不足や地域活力の低下という諸問題に対し、定住人口の増加と地域産業の担い手の確保・育成のため、移住・定住に取り組む、県や関係団体、島ヶ原地域まちづくり協議会と連携を図ります。

また、都市部をはじめとした市外・県外における移住希望者に向けて、インターネットや都市部で開催する移住相談会を通じて都市部をはじめとした市外・県外における移住・交流希望者に向けて、情報発信を行ないます。



## ▽具体的施策

### <移住・定住>

空き家を地域資源として捉え、市空き家対策室と島ヶ原地域まちづくり協議会及び地元自治会とが連携し、空き家情報の集積と活用を促進し、移住者の獲得を目指します。また、空き家バンク制度利用者に対して島ヶ原地域の魅力を発信していくと共に、来たい・住みたい・住み続けたいと思える受け入れ態勢づくりを行います。

また、近年の若い世代を中心とした都市部から地方へ移住しようとする潮流の高まりを契機と捉え、移住希望者に受け入れられる地域とするため、地域住民との交流を促進し、移住者を増やすとともに、集落の再生と維持を目指します。

さらに、空き家情報を集積し、積極的な活用を促すための地域内啓発と住民の理解を深め、安心して受け入れられる体制づくりを目指します。

また、移住者に対し空き家の購入費用を支援し、財政負担の軽減を図るとともに、空き家をリフォーム・リノベーションする費用などの財政的支援を行い、若年層の移住希望者の獲得を目指します。

### <地域間交流の促進、人材育成>

若者が暮らしやすい安住の地とするため、地域の環境整備はもとより、移住者を受け入れる体制づくりを目指します。また、地域おこし協力隊などの外部人材を登用し、地域の発展を目指します。

島ヶ原ふれあいの里施設については、誘客による関係人口を増やし移住人口を増やすための魅力発信の拠点として、施設運営公社と地域が連携し活用を図ります。

また、閉鎖した健康づくり施設「まめの館」は2022（令和4）年度から島ヶ原温泉公社に譲渡されますが、誘客施設として関係人口を増やすことを目的に民間が整備を行う場合は、支援を行います。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・交流 促進事業	伊賀流空き家バンク制度を活用した移住人口の獲得を進めます。	伊賀市	
		空き家を取得した移住者への家屋取得に係る経費の支援を行います。	伊賀市	
		空き家を取得した移住者へのリフォーム及びリノベーションに係る経費の支援を行います。	伊賀市	
		都市部への移住相談会開催及び地域の魅力発信のための啓発を行います。	伊賀市	
		移住希望者や移住した世帯との交流事業を進めます。	島ヶ原地域まちづくり協議会	
		地域の空き家情報集積及び住民への空き家活用への理解醸成と移住者を迎える体制づくりを進めます。	島ヶ原地域まちづくり協議会	
健康づくり施設「まめの館」整備支援	地域住民が利用し、誘客施設として関係人口を増やすことを目的に民間事業者が整備を行う場合は、支援を行います。	伊賀市		

### (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

### 3. 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### <農業の振興>

起伏が多く平地に恵まれない島ヶ原地域では、狭小で不整形な農地が多く残され、中山間地特有の形態を示しています。1戸あたりの平均耕作面積も少なく、農業の機械化や大規模農業など集積化に対応した農業生産基盤整備が困難で、農業の投資意欲は低く、財産管理的な農業が多くを占めています。

また、奈良・大阪・京都方面や隣接する市内市街地等を通勤圏とし、比較的安定した就労の場が得やすいことから、第2種兼業農家及び自給的農家が大半を占め、農業の担い手不足や高齢化などにより、耕作放棄地が増加しています。特に中山間地では、耕作放棄地の増加及び里山の荒廃に伴って獣害が増え、獣害柵の設置が行われたものの、獣害は後を絶たず、農家の耕作意欲の低下に繋がっています。

##### <林業の振興>

島ヶ原地域の国有林を除く民有林は 14.49 km<sup>2</sup>で、島ヶ原地域全体の 63%を占め、人工林率は 42%と、市全体の人工林率 56.8%に比べ低くなっており、天然林が比較的多い地域です。零細で小規模な所有者が多くなっています。

地域の森林は、国産木材需要の低迷により、林業経営の悪化と後継者不足が続いています。

##### <商工業の振興>

島ヶ原地域内の商店から近隣の大型店や専門店などへ客層が流れ、島ヶ原の商業は厳しい状況にあります。

また、事業所従業者数（公務を除く非農林漁業）は、この 50 年間は増減を繰り返しながら推移しています。また、事業所数（公務を除く非農林業）は徐々に減少しています。

##### <観光の振興>

島ヶ原地域の観光資源としては、正月堂をはじめ、伊賀・大和・山城への交通の要衝であったことをうかがわせる関所跡や旧本陣等の歴史的文化遺産、三国越林道や鯛ヶ瀬をはじめとする多くの景観資源のほか、島ヶ原温泉やぶっちゃの湯やスポーツ施設・キャンプサイト・農産物直売所などの滞留型リゾート施設（以下「観光交流施設」）があり、特に近年のアウトドアブームによりキャンプ場が好評を博しており、週末には京阪神や中京方面からの多くの入込客で賑わっています。

## (2) その対策

### ▽基本方針

農林業の持続的な発展を促すため、担い手の確保・育成や地域の特性に即した生産基盤の整備等を通じて生産の維持・効率化を図ると共に、地域資源を活用したビジネスの創出・特産品の開発などに、地域の観光交流施設や島ヶ原地域まちづくり協議会や関係機関などと連携し取り組みます。また、地域の活性化を図るため、地域の観光交流施設を核として、地域の資源を活かした事業創出に取り組み、産業振興・観光振興に取り組みます。

### ▽具体的施策

#### <農業の振興>

将来にわたって、安定した農業経営を実現するため、多様な担い手を育成するとともに、6次産業化、地産地消、農商工連携、農福連携等の新しいビジネスに取り組みます。また、農畜産物の高付加価値化や農作業の効率化の取り組みにより、農業経営の改善を図り、耕作の妨げとなっている鳥獣被害の予防に取り組みます。

#### <林業の振興>

森林環境整備のため、間伐施業に取り組みます。森林の境界明確化を行い、森林経営計画の策定を進めることで、森林施業の合理化を進めます。

各種講習会等を開催し、新規林業就業者の支援を行います。

市民・地域・行政が連携して、森林整備・人材育成・担い手の確保・木材利用の促進や普及啓発を目的とした「伊賀市未来の山づくり協議会」を組織して、森林環境等の整備や林業発展に取り組みます。

木材資源を有効に利用するため、木質バイオマス利用を推進します。

公共施設等をはじめ、民間施設、住宅等に伊賀産材を活用し、地域内利用を促進します。

#### <商工業の振興>

将来人口の減少が見込まれるなか、著しく高齢化が進む地域において、将来的には、交通手段により中心市街地などへ移動せずとも生活必需品が購入できるような手立てが必要となります。そのため、地域の生活基盤と地域商業関係者の持続的な経営を支えるため、移動販売やIoT技術を活用した宅配サービスなどの地域に密着した商業環境の整備に向けた取組を促進します。

また、地域産業の活性化に向けて、各種イベントへの地域資源の活用や地域特産物をPRするなどの取組により商業の活性化に取り組みます。

### <観光の振興>

地域の観光交流施設や民間の観光関連事業者などと連携し、地域の魅力づくりと情報発信に取り組みます。また、地域の自然や農林産物を生かした特産品開発及び田舎体験、農林業体験を通じた宿泊プラン企画など新たな観光商品の開発と情報発信を図り、観光拠点としての地域活性化に取り組みます。

また、地域を横断する大和街道や和銅の道、岩倉峡遊歩道など地域特有の観光資源の活用に取り組みます。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	農畜産物の 生産振興	地場産の農畜産物のブランド力の向上を図り、6次産業化など新しいビジネスモデルの導入を支援し、農業所得の確保に取り組み、省力化・農作業の精緻化を促進し、スマート農業を推進します。また、地域ぐるみで鳥獣害を軽減する活動の支援を行います。	伊賀市	
	生産基盤の 確保・維持	地域が主体となり保全管理活動の実施に向けた推進を図り、農業・農村の有する多面的機能の発揮促進に取り組みます。	伊賀市	
	担い手の確 保・育成	担い手や集落営農組織を支援し、農地が適正に維持管理され、経営力が強化される取り組みを進めます。 また、新規就農者の確保に向けて、関係団体と連携した支援体制や環境づくりを進めます。	伊賀市	
	地産地消の 推進	学校給食に地域の優れた食材を積極的に提供し食育を推進することで、未来の消費者を育成し、地域に対する住民の誇りの醸成に努めます。	伊賀市	

	森林環境の整備	森林環境整備のため、間伐施業に取り組みます。また、新規林業就業者への各種講習会等を開催し支援を行います	伊賀市	
	森林資源の活用	公民が連携し、森林整備や林業発展に取り組む為のしくみを整えます。また、木材資源を有効活用するため、木質バイオマス利用を推進します。 伊賀産材を活用し、地域内利用を促進します。	伊賀市	
	地域ぐるみの観光誘客と情報発信	DMOと連携して効果的な情報発信や観光案内機能の充実を行い、観光客の増加を図ります。	伊賀市	
	地域全体で観光客を受け入れる体制づくり	年間を通じて集客が見込める新たな事業・サービスを創出・発信します。また、様々な主体が参画・連携できる環境を整え、観光客の受け入れ態勢を充実させます。	伊賀市	

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
島ヶ原地域全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年度から令和7年度	

##### (ii) 当該業種の振興を促進するための事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

##### (5) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 4. 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

近年、革新的な情報通信技術が住民生活や産業経済活動に活用され、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するためにソサエティ・ゴー・テン・ゼロ（Society5.0）という世界感が提唱されています。Society5.0では、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に十分に対応することが困難な状況において、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させることが提唱されています。また、IoT（Internet of Things）ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、過疎地域における課題や困難を克服することが期待され、あわせて人工知能（AI）により必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、過疎地域における地域間の格差などの課題が克服される社会像も提唱されています。

これらの革新的な情報通信技術は浸透していないものの、これらの技術を活用し、地域の諸課題に対応した技術の導入が求められており、特に島ヶ原地域では、地域の高齢者などインターネットや携帯電話の利用が無いなどの情報弱者が、革新的な情報通信技術による恩恵を享受することができる、地域内の情報共有の仕組みの構築が必要となっています。

### (2) その対策

新たな情報通信技術を活用し、地域社会のイノベーションを通じて、閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適な生活を享受でき住民誰もが活躍できる社会と地域を持続的に発展するために、産学官地が連携し地域の課題克服のため、伊賀市デジタルトランスフォーメーション基本方針や今後策定する実行計画に基づき、デジタル施策を推進します。

また、島ヶ原地域の新たな価値を生み出し、過疎地域における課題や困難を克服するため、IoT 技術を活かした地域づくりに取り組む団体や島ヶ原地域まちづくり協議会を支援します。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	地域ネットワークシステム構築に取り組めます。	島ヶ原地域まちづくり協議会	

### (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### <道路・橋梁等>

島ヶ原地域の道路は、国道1路線（163号）が東西に走り、一般県道2路線、幹線市道17路線、その他市道176路線、農道や林道があり、計画的な整備が行われてきました。しかし、年月が経過し、老朽化した道路施設については、長寿命化に向けた措置を講じ、適切な維持管理を継続的に実施していく必要があります。

また、島ヶ原地域には62の橋梁があり、伊賀市橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検を定期的に行い、橋梁等の損傷状況を踏まえ、適切な修繕により長寿命化に向けた措置を講じ、適切な維持管理を継続的に実施していく必要があります。

#### <交通手段>

少子・高齢社会の進展やマイカーの普及に伴い、通勤・通学者の公共交通機関利用が減少傾向にあります。JR島ヶ原駅利用者数は、1998（平成10）年度は12万4千人、2019（令和元）年度は4万1千人と20年間で3分の1まで減少し、また、廃止代替バス「島ヶ原線」（※令和2年度からは西山・島ヶ原線として運行）では、2015（平成27）年度は1万9千人、2019（令和元）年度は6千人と5年間で3分の1まで減少し、人口減少に比例して利用頻度の低迷が顕著化しています。

また、島ヶ原地域まちづくり協議会が2021（令和3）年9月に行った公共交通アンケート調査によると、回答者（489名/世帯）の75%が自分で自家用車を運転して移動しています。バスの利用は7%、鉄道の利用は8%となっています。

### (2) その対策

#### <道路・橋梁等>

国・県道等の主要な幹線道路対策は、産業振興や交流の促進、また災害時の避難経路など極めて重要であることから、県の道路整備方針に基づいて老朽化した舗装及び側溝の改修、維持管理を進めることが必要です。

また、それらの主要幹線道路を補完する島ヶ原管内の地域を結ぶ市道等の生活道路についても、都市マスタープランに位置付けられたコンパクトシティを見据え、地域内で重要性の高い路線から優先して、道路や橋梁、河川の維持管理を適切に進め地域の安全性を確保します。

#### <交通手段>

利用者のニーズを踏まえながら、行政サービス巡回車のダイヤ見直しや運行ルート改善に努めます。また、高齢化が進むなか、地域の実情に応じた新たな運行形態などの調査・検討を地域とともに進め、利用しやすい交通体制の構築に努めます。



### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道			
	道路			
	市道等の維 持管理等	道路の適切な維持管理により地域内 193 路線については、点検を定期的を実施 し、市道等の損傷状況を踏まえ、適切な 修繕を行い、安全性を確保します。	伊賀市	
	橋梁			
	橋梁等の維 持管理等	伊賀市橋梁長寿命化修繕計画に基づく 点検を定期的を実施し、橋梁等の損傷状 況を踏まえ、適切な修繕により地域内 62 の橋梁の安全性を確保します。	伊賀市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	地域の実情に応じた新たな運行形態な どの調査・検討を地域とともにを行い、利 用しやすい交通体制の構築に努めます。	伊賀市		
地域独自の 交通手段の 確保	地域住民のニーズによる地域独自のコ ミュニティ交通手段の導入に向けて検 証を行い、導入に向けて取組みます。	島ヶ原地 域まちづ くり協議 会		

### (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 6. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### <消防>

島ヶ原地域の常備消防体制は、1971（昭和 46）年の伊賀北部消防組合発足によって整備され、翌 1972（昭和 47）年には上野消防署島ヶ原出張所を開設、1986（昭和 61）年に現庁舎に新築移転、2004（平成 16）年の市町村合併時には伊賀市中消防署島ヶ原分署に改称、翌 2005（平成 17）年からは救急車を配備し、救急業務を開始しました。また、2020（令和 2）年からは消防本部の組織再編に伴い、伊賀消防署島ヶ原分署に改称しました。

今後は、人口減少社会における本部全体での署所の適正配置、及び庁舎の老朽化等を踏まえ、分署のあり方についての検討が必要となっています。

非常備消防体制では、1947（昭和 22）年に消防団組織が設置され、70 年を超えて地域防災力の向上に努めてきましたが、少子・高齢化と人口減少、さらに若年層の流出に伴って消防団員は減少傾向にあります。また、日中の地域内は高齢者が多く、消防団員の多くが遠隔地などで就業していることから不在となっており、島ヶ原分署をはじめ常備消防との早期連携した消火・救急・救助活動など対応の遅れが懸念されています。そのため、各地区で運営する自主防災会では、消防団のOBなどがその役割を果たし、自治会内での連携を図るための組織運営を行っています。

地域内の消防水利は、非耐震性防火水槽がほとんどで、設置から年月が経っていることから、中には漏水しているものもあり、密集住宅地も点在していることから、大規模地震時等の消防水利の不足と消火活動の遅れが懸念されます。

#### <防災>

多数の住民の生命と財産を奪った 1953（昭和 28）年の集中豪雨による山津波から約 70 年が過ぎ、砂防堰堤、河川護岸の整備が進められてきましたが、依然として河川の土砂堆積が続いています。また、山林は建築用材として主流になる針葉樹、特に杉、桧の植林が多くを占め、樹木の保水力が低下し、水田においても荒廃が進み、同様に保水力の低下が懸念されています。

また、島ヶ原地域は地勢的要因から急傾斜地が多く、2001（平成 13）年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流により被害の受けるおそれのある区域を 2012（平成 24）年 4 月 6 日に三重県が指定し公表した「土砂災害特別警戒区域」や「土砂災害警戒区域」として指定されています。そのため、警戒区域に指定されているエリア内に住戸が多くあり、近年の全国的に多発する集中豪雨による被害が懸念されます。

### <廃棄物処理>

生活様式の多様化に伴い家庭から排出されるごみは多種多様となり、島ヶ原地域においても、年々ごみ収集の処理人口が減少しているなか、ごみ収集量が増加し、回収・分別に係るコストは増加してきています。

こうしたなか、ごみ排出抑制、再利用、再資源化を図るため、資源循環型社会の取組みが進んでいます。

### <下水道>

島ヶ原地域の下水道事業は、特定環境保全公共下水道と2地区の農業集落排水が整備されています。これらの主要施設は1997（平成9）年から2006（平成18）年にかけて整備され、老朽化が進んでおります。

また、公営企業である下水道事業は、使用料収入で賄うことを基本として経営されていますが、人口減少社会の到来、節水型社会への移行や産業構造の変化などにより使用料収入が減少し、経営状況は厳しくなっています。

### <住宅環境整備>

島ヶ原地域の住宅に住む一般世帯数は1980（昭和55）年から2000（平成12）年まで増加傾向にあり、2000（平成12）年以降についても、2015（平成27）年国勢調査では、島ヶ原地域の世帯数は895世帯であることから、増加傾向が続いていることが分かります。また、同年の国勢調査では、高齢者夫婦世帯及び単身高齢者世帯は285世帯と3世帯に1世帯は高齢者のみの世帯となっています。

空き家の状況は、2015（平成27）年から2020（令和2）年までの5年間の世帯減少数を空き家増加数と推定した場合、88棟が空き家となり、5年間の空き家増加率は9.83%と推定されます。

## (2) その対策

### <消防>

常備消防体制では、持続可能な消防行政サービスの維持等を目的とした「伊賀市消防本部組織再編計画」の次期（第2期）実行計画策定に向けて、将来的な分署のあり方を検討します。

ただし、検討にあたっては市民の安全・安心の確保を第一とし、市民の理解を十分に得た上で消防本部全体として進めていくため、当面は島ヶ原分署を継続する必要があります。

なお、島ヶ原分署の現庁舎は築35年が経過し老朽化が進展していることから、継続使用には長寿命化のための大規模改修の必要が見込まれ、また配備車両・資機材等については定期的に更新を図っていく必要があります。

非常備消防体制は、消防団組織の見直しを行いながら活性化を図り、消防団車両・資機材等についても定期的に更新を図っていく必要があります。そして、消防団員の持つ多種多様な能力を活かしつつ常備消防との連携を深めていく必要があります。

また、自主防災会との連携によって、応急手当や火災予防など防火・防災の普及啓発に努め、災害に対する地域コミュニティの強化を図ります。

消防水利では、現存する非耐震防火水槽を大規模地震時などの有事に対応できる耐震性防火水槽に整備するなど、あらゆる災害に対応できる消防水利を確保していくとともに、消防施設や設備の計画的な更新を進めます。

### <防災>

近年の全国的に多発する集中豪雨による大規模災害への防災意識の高揚を図るため、広報活動や防災訓練などを実施するとともに、共助による防災対策を推進するため、自主防災会への支援に継続して取り組むほか、被害の拡大を未然に防止するための防災対策に取り組みます。

また、森林の公益的・多面的な機能に対する住民の理解を深めるとともに、山地に起因する災害から地域住民の生命や財産を守るため、河川の浚渫や護岸の整備、治山・治水対策の計画的な推進に取り組みます。

### <廃棄物処理>

ごみ排出抑制、再利用、再資源化を図るため、資源循環型社会の地域住民への理解を深める啓発に取り組みます。

### <下水道>

公衆衛生上の観点からも、住民生活の重要なライフラインである下水道を維持し、日常生活における生活排水の処理を持続させていく必要があります。

そのため、老朽化した施設を効率的に更新することや、農業集落排水を特定環境保全公共下水道へ接続する施設の統廃合を進めます。

### <住宅環境整備>

住まいの安全と住民の生命や財産を守るため、新耐震基準導入以前の既存建築物、特に倒壊の危険性がある木造住宅の耐震診断や補強に対する支援に取り組みます。耐震診断後の建築物に対しては、耐震改修工事に伴うリフォーム工事への財政支援を行い、大規模地震等に備えるための支援に取り組みます。

また、世帯減少による空き家が増加し、これらを地域の資源として活用し、移住人口の拡大に取り組みます。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 生活環境の 整備	(2) 下水処理施設			
	公共下水道 事業・農業 集落排水事 業	特定環境保全公共下水道 ストックマネジメント計画に基づき予 防保全の観点から計画的な改築更新を 実施します。 また、下水道施設統廃合計画に基づき農 業集落排水である中矢地区及び上三ヶ 区地区を廃止し、特定環境保全公共下 水道島ヶ原処理区への統合を進めます。	伊賀市	
	(5) 消防施設			
	消防体制の 強化	火災・救急などの発生に際し、確実・迅 速な出動・現場活動が行えるよう、消防 水利をはじめとする消防施設・車両・資 機材等の整備など、総合的な強化のため 計画的に取り組めます。	伊賀市	
(8) その他				
河床掘削等 の排水対策	大雨や集中豪雨による河川の増水や浸 水被害の防止に向けて、河床掘削等の排 水対策に取り組めます。			

### (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### <子育て>

若年層の流出により、少子化が進み、子育て中の保護者同士が情報を共有する機会が減り、子育て支援センターや保育所の役割が重要になっています。

#### <高齢者福祉>

超高齢化が進み、高齢化率も40%を超え、今後も高齢者比率が高くなることが予想されています。その一方で、老年人口の実数は今後減少することが予想され、島ヶ原地域の人口は更に減少することが予想されています。

また、高齢者比率の高まりと比例して、高齢者のみ世帯や高齢者夫婦世帯の増加などに伴い、老老介護が常態化しつつあります。あわせて、共働き世帯が多く、昼間の在宅者が高齢者のみとなる家庭が殆どです。このような状況のなか、要支援・要介護認定者数も増加しています。

加齢による身体機能の低下や認知機能の低下に伴い、自宅から移動が困難となる交通弱者が増えつつあり、こうした高齢者への支援が必要です。

社会福祉協議会や地域の福祉団体などと連携し、高齢者の生きがいや健康づくりのための活動が行われていますが、島ヶ原地域内の介護福祉施設の撤退などが今後予想され、高齢者を取り巻く環境は、より厳しいものになります。高齢者が住み慣れた地域で、健康で趣味や生きがいを持ち、安心して暮らせる地域づくりが重要です。

#### <健康づくり>

高齢化が進むなか、加齢による身体機能の低下など日常的な予防が重要で、生活習慣病や認知症など重症化を予防することが重要です。

#### <障がい福祉>

島ヶ原地域の身体障害者手帳交付者数の合併前の推移は、年々増加傾向にありました。合併後の市全体の交付者数は4,800人前後を推移しているものの、総人口が減少しているなか、人口に占める身体障害者手帳受給率は一定しています。こうした状況のなか、障がい者が地域で自立した生活を営むことができるように、障がい者やその家族が必要な時に相談でき、状況に応じ支援を受けることができる体制づくりが必要です。

地域内には障がい福祉サービス提供事業者が少なく、公共交通機関を利用した地域外へのサービス利用が難しく、そのため、住み慣れた地域で、個々のライフスタイルや環境に応じて生活が送れるように、地域の中での活動や支援の場が重要です。

### <地域共生社会づくり>

少子・高齢化と若年層の流出による過疎化が急速に進むなか、単身世帯や核家族の増加や近隣関係の希薄化などの様々な要因から家庭や地域での支え合いが難しくなり、住みにくさを感じるなど地域に暗い影を落としています。

このことから、地域住民一人ひとりが共助意識を高め、地域共助社会を築くことが地域の発展にとって重要です。

## (2) その対策

### ▽基本方針

誰もが安心して暮らせ、生き生きと生涯が送れるよう、地域住民がつどい活動・体験する場の機能充実や支援体制の強化を図るとともに、子どもから大人まで地域住民が支え合える地域を目指し、住み続けたいと思える地域社会の実現を図ります。

地域包括支援センターや社会福祉協議会などの機能を活用し、福祉増進を基本として、地域福祉の充実を図ります。

### ▽具体的施策

#### <子育て>

子育ての不安を解消しつつ、地域で子どもを産み育てる意識の醸成とU I Jターンを促進し、若年層の移住者を増やし、減り続ける子どもを増やすことで地域の賑わいに向けた取り組みを進めます。

#### <高齢者福祉>

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れ、誰もが元気で暮らしやすい地域づくりを実現します。そのため、健康づくりや生活習慣病予防のために、いつまでも趣味や生きがいを持てるよう、持続的に発展していく共助体制づくりに取り組みます。

また、移動制約者等に対する支援に取り組みます。

#### <健康づくり>

高齢者の加齢による身体機能の低下などの日常的な予防と生活習慣病や認知症などの重症化を予防するとともに、住み慣れた地域で、いつまでも趣味や生きがいを持てるよう、持続的に発展していく共助体制づくりに取り組みます。

### <障がい福祉>

障がい者とその家族を支援するための相談体制の構築を図り、障がい者の活動の場等の確保を図るため、サービス提供の基盤整備の充実を図ります。

また、移動支援体制を市と島ヶ原地域まちづくり協議会が連携し取り組みます。

### <地域共生社会づくり>

地域の持続的発展を促し、誰もが思いやり、心通わせる共生社会を目指すため、地域共助の営みを支え、移住者を温かく迎える地域づくりに取り組みます。

また、情報化が進み多様化する社会のなかでも、地域住民が手を取り合い言葉と思いを通わせる環境を整えるため、地域が共に意識の醸成のための啓発に取り組みます。

## (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	少子化対策 事業	結婚を希望する人に対する「であい」から「結婚」へのきっかけづくりをサポートします。また、不妊治療費及び不育症治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	伊賀市	
	保健事業と 介護予防の 一体的実施	医療・介護データ分析を通して、高齢者の健康管理を把握し、疾病の重症化や心身機能の低下の防止を図るために高齢者の特性に応じた保険事業を実施します。	伊賀市	
	認知症対策 事業	認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期対応を行います。若年性認知症への支援を通して認知症の人とその家族を支援します。	伊賀市	
	地域自立生 活支援事業	配達員による見守りを兼ねた配食サービスを実施し、高齢者の在宅生活を支援します。また、健康相談や緊急通報装置システムの利用促進に取り組みます。	伊賀市	



老人クラブ活動助成事業	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進します。	伊賀市	
介護予防・生活支援事業	介護保険の対象とならないサービスを提供することにより、在宅で生活する高齢者を支援します。	伊賀市	
家族介護支援事業	介護する家族等の負担を軽減し、要介護者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。	伊賀市	
福祉有償運送支援事業	実施法人に運営に要した経費を助成することにより安定的な運送支援の提供と、移動制約者に対する安全で安心な移動手段を確保します。	伊賀市	
介護予防普及啓発事業	要介護状態にならないために介護予防について普及啓発を行います。	伊賀市	
障がい者相談支援センター運営事業	障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用時の調整を行います。また、虐待事例や処遇困難事例の対応を行うとともに、民間の相談支援事業者等からの専門的な相談に対応します。	伊賀市	
障がい者福祉啓発推進事業	障がいのある人の人権に関する理解と認識を深めるための情報発信に取り組みます。	伊賀市	
健康増進事業	健康相談や健康教育（出前講座・まちの講師）、訪問指導等を通して、地域団体等への啓発に取り組みます。	伊賀市	
包括的な相談支援体制	地域包括支援センターがあらゆる福祉相談に対応するとともに、専門職が必要な支援を行い、医療機関や地域と連携を図りながら、住み慣れた自宅で自立した生活が送れるように支援します。	伊賀市	

#### (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 8. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

島ヶ原地域における医療施設は診療所が1か所あり、地域住民のかかりつけ医としての役割を果たしています。その他に、整骨院が1か所あります。専門的な診療及び治療を要するときは市中心部の医療機関や市外の医療機関にかかる例が多くあります。

高齢者比率が高まる地域において、住民が安心して地域で暮らし続けるためには、在宅医療と地域におけるかかりつけ医の確保が重要です。また、島ヶ原地域まちづくり協議会が行った公共交通アンケート調査の結果からも60歳以上の方の約8割が地元医療機関に通院している現状から、高齢化が進むなか、医療機関への通院のための交通手段の確保が課題となっています。

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護等の連携による地域包括ケアシステムの構築が必要です。

### (2) その対策

市民が安心して適切な医療を受けられるよう、関係機関への支援や定期的な協議を行い、伊賀地域完結型の一次救急、二次救急医療体制の維持・確保を図ります。

また、在宅医療と地域包括ケアシステムの推進に向け、医療・福祉ニーズのある人が、在宅で暮らし続けられるよう、関係する専門職種が連携した支援のしくみづくりを進めます。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域医療体制の推進	安定した地域医療の推進と在宅医療を含む地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを進めます。	伊賀市	

### (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 9. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### <学校教育>

島ヶ原地域には、小学校と中学校がそれぞれ1校ずつあり、恵まれた自然環境のなかで、伸びやかな教育が実践されていますが、国際化や情報化の進展など児童生徒を取り巻く環境は大きく変化し、国際理解、情報、環境、福祉、健康等の課題を総合的に探究していくことが求められています。また、現在の小中学校は平成16年に建築され、児童生徒の教育環境が向上した一方で、児童生徒数は減少傾向にあり、令和2年度末では小学校児童は76人、中学校生徒は33人となっています。

島ヶ原小中学校の教育は他校とは異なり、小中合同の行事があり、教育施設や運動場を小中学校で共有しています。

#### <教育施設>

2004(平成16)年に島ヶ原小中学校が新築され、小中児童生徒の共有スペースが設けられ、児童生徒が共有して教室や設備を利用できる学習環境と教育設備が整っており、施設全体がバリアフリーでエレベータを備え、全室冷暖房完備です。また、教室は通路側の壁を設置せず広く学習などに使えるオープンスペースがあります。

しかし、築後17年が経過し、施設の経年劣化が見られ、適切な維持管理を行う必要があります。また、情報教育機器なども更新が必要です。

#### <生涯学習>

人口減少や少子高齢化、更には情報化や新しい生活様式への対応等、住民を取り巻く環境が大きく変化する中で、生涯学習活動の果たす役割は重要となっています。地域の一員として、地域課題をみんなで考えて解決し、生涯を通じて健康で生きがいを持ちながら自己実現を図るためには、家庭、学校、地域でそれぞれのライフステージに応じた学習機会の提供を行う必要があります。しかし、生涯学習の拠点となる島ヶ原会館は、1971(昭和46)年に建築され、耐震補強工事は行われたものの、これまで施設の大規模改修は行われず、施設と設備の老朽化が進んでいます。

#### <スポーツ>

少子高齢化の進行によりスポーツ実施人口が減少傾向にありますが、生涯における「健康寿命」を伸ばすため、生活の中にスポーツを取り入れ(sports in life)、身近な環境で気軽に体を動かすことにより、心身ともに健康で豊かに生活できることを目指すことが必要になってきています。

## (2) その対策

### ▽基本方針

島ヶ原地域は、保育所、小学校、中学校がそれぞれ1校(所)であることから、保小中の連携はもとより就学前からの繋がりのある教育を進めています。

出生数の低迷による未就学児や児童生徒の人数も年々減少しているなか、特色を生かした教育に取り組み、魅力ある学校づくりを目指します。そして、島ヶ原小中学校で学びたいと思える学習カリキュラムと教育環境の整備を図ります。

### <学校教育>

児童生徒数は減少傾向にありますが、少人数の特性を生かし、情報化社会に対応できる情報処理能力の育成や外国語教育の充実など、確かな学力向上を目指す授業づくりに取り組みます。

また、地域住民との交流、地域の自然や文化体験、地域全体をフィールドとした地域学習や学習カリキュラムの創造、人権教育に取り組みます。さらに、小中連携による学びの継続性を、より深化させていきます。

### <教育施設>

教育施設の適切な維持管理及び改修等により、児童生徒の学習環境の確保を図ります。

### <生涯学習>

地域住民が豊かな人生を送るためには、より身近な場所で、地域が主体となって、自主的、自発的に生涯学習活動が展開できるよう、さまざまな学習環境を整えます。

島ヶ原会館の経年劣化が進むなか、適切な維持管理を行い、生涯学習環境を整えるための改修整備を行います。

### <スポーツ>

地域スポーツの振興と体育施設の維持管理及び改修を適切に実施し、施設の活用を図ります。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

島ヶ原地域は総面積 22.95 ㎢のうち、山林及び農地が約 7 割を占め、自然豊かな地域ですが、人口減少に伴う地域の維持活動が低迷し、里山の放置などから荒廃が進み、集落が里山にのまれつつあります。そのため、集落内での荒廃地が増え、獣害の拡大や住環境の悪化など喫緊の課題となっています。

また、人口減少、少子高齢化に対応するためには、伊賀市全体として、伊賀市の適正な土地利用に関する条例（土地利用基本計画）などの運用によりコンパクトで持続可能な都市構成を目指す必要があります。

このなかで、島ヶ原地域の特性を發揮していくためには、地区土地利用計画の作成などにより地域のニーズに応じたゾーニング（区域設定）を検討する必要があります。

島ヶ原地域には、島ヶ原支所をはじめとする公共施設が多数あり、公共施設最適化計画では施設の統合や縮小又は廃止する必要があるとしています。地域住民の利便性を高めつつ行政機能を集約することが望まれています。

### (2) その対策

#### ▽基本方針

自立した持続可能な地域とコミュニティの活性化を図るため、空き家バンク制度を活用し、移住・交流人口の増加を図ります。若者が暮らしやすい安住の地とするため、地域の環境整備はもとより、移住者を受け入れる体制づくりを目指します。また、地域おこし協力隊などの外部人材を登用し、地域の発展を目指します。

#### ▽具体的施策

島ヶ原地域まちづくり協議会や自治会などの団体が主体となり、地域住民が共同で行う生活環境整備や福祉活動・自主防災活動・交流活動などの自主的・自発的な活動や人材の確保・育成などに対して支援を行います。

地域の観光振興や産業振興の中核となる観光交流施設を活用し、産業の創出や若い世代の活躍の場を創出するなど、「来たい・住みたい・住み続けたい」と選ばれる地域づくりに取り組みます、そのため、地域の発展に寄与するための外部人材を積極的に登用します。

公共施設最適化計画の対象施設の方向性と用途別目標及び用途別基本方針に基づき、公共施設の方向性による施設の複合化や廃止又は機能移転等を進めます。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	コミュニティ形成事業	島ヶ原地域まちづくり協議会や観光交流施設等と連携し、産業の創造、観光の振興、地場産物の販路拡大などの地域づくりや人材育成の支援を行います。	伊賀市	
	公共施設最適化計画	公共施設最適化計画に基づき公共施設の複合化又は廃止を行い、解体除却を進めます。また、旧島ヶ原村役場の解体を行います。	伊賀市	

### (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 11. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### <文化・芸術>

島ヶ原地域の文化芸術活動の拠点である島ヶ原会館は1971（昭和46）年に建築され、築後50年の節目を迎えます。施設は経年による修繕が増えており、耐震改修は済んでいるものの、設備の老朽化が進んでいます。

#### <歴史・文化遺産>

豊かな自然と歴史的な背景のなか、島ヶ原地域には、さまざまな文化財が伝えられてきました。なかでも、地域の人びとの信仰が篤く歴史と伝統のある観菩提寺には、観菩提寺本堂・楼門（国重文）はじめ、木造十一面観音立像（重文）のほか、木造聖観音立像、多門天・広目天立像（県指定）など多くの仏像が伝えられています。そのほか、1425（応永32）年銘のある鱈口（県指定）や正月堂の修正会（県指定）など、さまざまな種類の文化財が伝えられています。また、隣接する西念寺には、絹本着色仏涅槃図（県指定）や真盛上人供養塔（市指定）、永禄7年（1564）銘のある阿弥陀石仏（市指定）のほか、境内には樹齢500年ともいわれるカヤ（市指定）があります。さらに、地域の信仰の中心である鷺宮神社には、1843（天保14）年に造られた大型の石灯籠（市指定）があるほか、例年獅子踊（市指定）が保存会によって奉納されています。

寺社に伝わる文化財のほか、江戸時代の島ヶ原本陣の様子を伝える島ヶ原本陣御茶屋文書（市指定）は、当時の本陣・御茶屋の機能と役割を示す資料が残されています。また、1700（元禄13）年に起きた山城国との国境相論の経緯を記した、伊賀山城境論対決覚帳（市指定）とその裁決の結果を図に表した伊賀山城国境幕府裁定地図（市指定）も残されています。

このように、先人が築き大切に伝えられてきた歴史と文化財は、地域の貴重な財産であり後世へと継承しなければなりません。しかし、急速な人口減少と高齢化は、歴史・文化財の継承の危機にあります。受け継ぎどのように伝えるか、地域と行政が一体となって取り組む必要があります。

表 1-6 島ヶ原地域の文化財

指定区分	文化財の名称
国重文	【建造物】観菩提寺本堂、観菩提寺楼門 【彫刻】木造十一面観音立像
県指定有形	【彫刻】木造聖観音立像、木造十一面観音立像、木造多門天立像、木造広目天立像、木造天部形立像（伝梵天像、伝帝釈天像） 【工芸品】鰐口 【絵画】絹本着色仏涅槃図
県指定民俗	【無形民俗】正月堂の修正会
市指定有形	【絵画】観菩提寺の古絵図 【彫刻】石燈籠附由来文書、四角燈籠、真盛上人供養塔、阿弥陀石仏、金剛力士像、賓頭盧尊者寄木造半跏坐像、十三重石塔、六斉念仏供養四角型石灯、六斉念仏供養四角型石灯、石薬師磨崖仏、薬師沢六地藏磨崖仏、相田地蔵前地藏、峰の六地藏磨崖仏、行者堂阿弥陀磨崖仏 【古文書】伊賀山城国境幕府裁定地図、伊賀山城境論対決覚帳、島ヶ原本陣御茶屋文書、観菩提寺観世音開帳縁記文書
市指定民俗	【無形民俗】獅子踊、太鼓踊
市指定天然記念物	西念寺のカヤ
国登録有形文化財	福岡醤油店

## (2) その対策

### ▽基本方針

歴史・文化資源の保存・活用を図り、後世へ継承できるよう努めるとともに地域文化の振興に努めます。

### ▽具体的施策

#### <文化・芸術>

地域住民の文化芸術活動の拠点となる島ヶ原会館の機能や役割の見直しを行い、効果的な管理運営に取り組みます。また、安全面から見た優先度や効率性を考慮しつつ計画的に修繕、更新等を進め、持続可能な施設整備を行います。

#### <歴史・文化遺産>

国の重要文化財に代表される観菩提寺本堂などの指定文化財は、適切な保護・保存を図るとともに積極的に活用を図ります。また、島ヶ原宿など地域の特色ある景観を保全し、継承する取り組みを進めます。なお、島ヶ原の歴史・文化を象徴する文化財は、文化財指定の有無にかかわらず、地域の魅力を伝える資源として保存・活用に努めます。



### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11. 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	島ヶ原会館 維持管理	島ヶ原会館の機能や役割の見直しを行い、効果的な管理運営に取り組みます。また、安全面から見た優先度や効率性を考慮しつつ計画的に修繕、更新等を進め、持続可能な施設整備を行います。	伊賀市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	文化財保護 事業	指定文化財の適切な保護・保存の取り組みを進めるとともに、未指定・未登録の文化財の調査を促進して保存すべきものを指定・登録するとともに、文化財の保存・活用に取り組みます。	伊賀市	
	歴史街づくり 事業	観菩提寺（正月堂）と大和街道島ヶ原宿の歴史的風致維持向上計画重点区域において、文化財の保護事業や宿場・街道案内看板等整備事業など、歴史的風致の維持向上に関わる事業を行います。	伊賀市	

### (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

次世代のエネルギー資源として注目される木質バイオマスは、品質の高い木材を育成しながら間伐材をバイオマスに転用するものです。島ヶ原地域の6割は、山林が占め、林業と共生可能な再生エネルギー創出の仕組みづくりは重要です。

搬出・処分に係る費用対効果の面から林地に放置されたままの間伐材を正常な林地育成を妨げ、台風・大雨時の土石流の原因にもなっています。また、間伐自体を行っていない林地では木材の育成が捗らず、資源価値が低くなり、地盤の弱い林地になります。

しかし、伐木作業や搬出作業に要する費用負担が高く、商業ベースになりづらいことから、取り組む事業者が限定的となっています。経費削減や作業時間短縮のため、道路や林道に近く、比較的搬出しやすい林地を皆伐し、優良木材も全てバイオマスに転用する事例もあり、林地育成期間と伐採ペースがあっておらず、持続可能な仕組みが出来ていないのが課題となっています。

また、近年の地球温暖化による脱炭素化と自然環境の保全、再生意識の高まりから、島ヶ原地域内の山林や荒廃地などへのメガソーラー発電所や小規模ソーラー発電所、自家ソーラー発電などエネルギーの地産地消が普及しつつあります。しかし一方では、自然環境や生態系の破壊及び土砂災害の高リスク、反射光による生活環境の悪化などが懸念されています。

### (2) その対策

#### ▽基本方針

SDGs や三重県新エネルギービジョンを踏まえ、市民、地域団体、事業者、行政が連携した再生可能エネルギーの地産地消や省エネルギーの推進による持続的で実現可能な地域社会を目指します。

#### ▽具体的施策

治山対策は地域の防災に重要な影響を与えることから、衰退する林業を活性化するため、バイオマスエネルギーへの活用に取り組み、林地からの搬出・運搬・再生を行う事業者等に対して起業支援などに取り組みます。

また、荒廃地や耕作放棄地などが増え続けるなか、ソーラー発電施設の円滑な設置や周辺の風景と調和に配慮を求めながら、住民や島ヶ原地域まちづくり協議会と連携し地域の景観保全を図ります。

## 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### <意識共有及び協働>

少子・高齢化が進むなか、人口減少に歯止めが掛からないなかで、地域が持つ課題に迅速に対応するため、地域住民や島ヶ原地域まちづくり協議会と行政が意識の共有を行う機会を設け、協働してまちづくりを推進していくことが求められています。

#### <持続的発展のための多様な事業展開>

地域の過疎化傾向に加え、新たな行政課題や地域のニーズの複雑化・多様化が進むなか、地域の持続的な発展に向けた持続可能な施策が必要となっていますが、社会経済状況の変化や長引く経済の低迷、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う経済打撃などにより、島ヶ原地域を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、急速な少子・高齢化と過疎化が進行する地域においては、既存の集落機能が低下し、地域コミュニティ維持のための活動が年々困難になってきています。従来 of インフラ整備、日常生活交通の確保、緊急医療体制の整備、将来にわたる安全・安心な生活環境の整備に加えて、持続可能な集落組織の確立に向けた多様な施策の展開による地域の再生と活性化が求められています。

### (2) その対策

#### ▽基本方針

地域の持続的な発展を目指し、住民と行政が意識の共有を図り、官民協働で具体的な取り組みを推進していくとともに、市民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、過疎地域の持続的発展を目的とした基金を管理・運用していきます。

#### ▽具体的施策

#### <意識共有及び協働>

地域住民や行政が意識共有と協働によるまちづくりを推進するため、インターネットやSNSなどの情報通信機器を活用した情報提供や、地域づくりに係る連絡調整会議の開催などを行い、協働したまちづくりに取り組みます。

#### <持続的発展のための多様な事業展開>

自然環境や歴史・文化などの豊かな地域資源と大阪・奈良・京都・滋賀まで1時間圏内で到達できるなど立地に恵まれた、魅力ある地域づくりの推進による交流人口の拡大と、空き家バンク制度の活用による移住・定住の促進により、地域コミュニティを形成する基礎人口の増加を目指し、地域コミュニティの再生・活

性化に取り組みます。

また、緊急時の医療体制の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域と密接に関わる消防・防災組織が支える安全・安心な暮らしの維持、人と人との繋がりが生み出す持続的な自立に向けた取り組みへの支援、これらの多様な施策の推進を図ります。

なお、伊賀市財政の健全運営に配慮しながら、地域の持続的発展のための施策を実施するため、計画期間中における過疎対策事業債の効果的な活用と、基金の適切な管理・運用を行い、各持続的発展施策区分における過疎地域持続的発展特別事業の財源を確保していきます。

さらに、本計画期間終了後においても、本計画に記載された過疎地域持続的発展特別事業の財源確保のため、基金の管理運用を継続します。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	持続的発展のための多様な事業展開	過疎対策事業債を活用した基金の適切な管理・運用を行います。	伊賀市	

### (4) 伊賀市公共施設等総合管理計画との整合

伊賀市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの今後の方向性等と整合性を図りながら事業を実施します。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考
2. 移住・定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	移住・交流 促進事業	伊賀流空き家バンク制度を活用した移住人口の獲得を進めます。	伊賀市	移住人口の拡大を図ることで将来にわたる過疎の遅延効果が期待できる。
		空き家を取得した移住者への家屋取得に係る経費の支援を行います。	伊賀市	移住人口の拡大を図ることで将来にわたる過疎の遅延効果が期待できる。
		空き家を取得した移住者へのリフォーム及びリノベーションに係る経費の支援を行います。	伊賀市	移住人口の拡大を図ることで将来にわたる過疎の遅延効果が期待できる。
		都市部への移住相談会開催及び地域の魅力発信のための啓発を行います。	伊賀市	地域の魅力発信することで、移住・交流人口の獲得に繋がり過疎の遅延効果が期待できる。
		移住希望者や移住した世帯との交流事業を進めます。	島ヶ原地域まちづくり協議会	地域と移住者の連携・共助を図ることで、安心して地域に定住できる環境ができ、過疎の遅延効果が期待できる。
		地域の空き家情報集積及び住民への空き家活用への理解醸成と移住者を迎える体制づくりを進めます。	島ヶ原地域まちづくり協議会	空き家の情報を得ることで、移住者への忌避感を緩和し、地域内での受け入れする土壌を醸成でき、地域の連帯に期待できる。
	健康づくり施設「まめの館」整備支援	地域住民が利用し、誘客施設として関係人口を増やすことを目的に民事業者が整備を行う場合は、施設の改修整備に係る財政支援を行います。	伊賀市	廃止され放置された旧健康づくり施設を活用し、誘客交流を目的に整備を行うことで、関係人口と観光者が増え、地域の活性化が期待できる。
3. 産業の振 興	農畜産物の生産振興	地場産の農畜産物のブランド力の向上を図り、6次産業化など新しいビジネスモデルの導入を支援し、農業所得の確保に取り組み、省力化・農作業の精緻化を促進し、スマート農業を推進します。また、地域ぐるみで鳥獣害被害を軽減する活動の支援を行います。	伊賀市	産業の振興を図ることで、地域の生産性と雇用する基盤整備が図れ、農業従事者の就業意欲の向上と地域産業の発展が期待できる。
	生産基盤の確保・維持	地域が主体となり保全管理活動の実施に向けた推進を図り、農業・農村の有する多面的機能の発揮促進に取り組みます。	伊賀市	基盤整備を進めることで、将来にわたり地域の農業振興と農業従事者の就業意欲の向上が期待できる。
	担い手の確保・育成	担い手や集落営農組織を支援し、農地が適正に維持管理され、経営力が強化される取り組みを進めます。 また、新規就農者の確保に向けて、関係団体と連携した支援体制や環境づくりを進めます。	伊賀市	担い手と集落営農組織を支援することで、新規就農者の意欲向上と持続的な営農活動を通じ新たな地場産物の創造に期待できる。

	地産地消の推進	学校給食に地域の優れた食材を積極的に提供し食育を推進することで、未来の消費者を育成し、地域に対する住民の誇りの醸成に努めます。	伊賀市	幼少期より食育による地産地消を進めることで、シビックプライドが醸成され、また、地元農産物の消費拡大と農業従事者の意欲向上に期待できる。
	森林環境の整備	森林環境整備のため、間伐施策に取り組みます。また、新規林業就業者への各種講習会等を開催し支援を行います	伊賀市	環境林の間伐を実施することで、森林の公益的機能が向上し、長期間の計画的な森づくりが可能となる。各種講習会等の開催により担い手の育成が諮られ、林業従事者の増加が期待できる。
	森林資源の活用	公民が連携し、森林整備や林業発展に取り組む為のしくみを整えます。また、木材資源を有効活用するため、木質バイオマス利用を推進します。伊賀産材を活用し、地域内利用を促進します。	伊賀市	公民連携のしくみづくりにより、川上・川中・川下の連携が諮られ、林業振興及び森林環境整備の推進が期待できる。未利用間伐材及び伊賀産材の活用により、地域内の木材資源の有効活用及び林業振興が期待できる。
	地域ぐるみの観光誘客と情報発信	DMOと連携して効果的な情報発信や観光案内機能の充実を行い、観光客の増加を図ります。	伊賀市	情報発信を図ることで、交流が進み関係人口の増加に繋がり、移住・交流人口の拡大に期待できる。
	地域全体で観光客を受け入れる体制づくり	年間を通じて集客が見込める新たな事業・サービスを創出・発信します。また、様々な主体が参画・連携できる環境を整え、観光客の受け入れ態勢を充実させます。	伊賀市	新たな事業を創出することで、就業者の拡大と地域ブランドの発信することで、地域産業の活性化が期待でき、新たな雇用を創出することが期待できる。
4. 地域における情報化	デジタル技術活用	地域ネットワークシステムの構築に取り組みます。	島ヶ原地域まちづくり協議会	デジタル技術を活用した地域の情報ネットワークを確立し、情報発信することで、地域内のすべての住民が情報共有することが可能となり、コミュニティ意識の向上に期待できる。
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	地域の実情に応じた新たな運行形態などの調査・検討を地域とともにを行い、利用しやすい交通体制の構築に努めます。	伊賀市	新たな運行形態（デマンド運行など）を導入することで、地域住民のニーズにあった生活交通システムの構築が図れ、利便性の高いサービスの提供を行うことが期待できる。
	地域独自の交通手段の確保	地域住民のニーズによる地域独自のコミュニティ交通手段の導入に向けて検証を行い、導入に向けて取り組みます。	島ヶ原地域まちづくり協議会	高齢化が進み交通弱者が増え、新たな運送手段・手法を取り入れることで、暮らしやすく便利な生活を享受できる。
7. 子育て環境の確保、高齢者等の	少子化対策事業	結婚を希望する人に対する「であい」から「結婚」へのきっかけづくりをサポートします。また、不妊治療費及び不育症治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	伊賀市	移住希望者などの婚姻をマッチングすることで、移住人口と地域内の婚姻数を増やし、出生率の向上を図ることが期待できる。

保健及び福祉の向上及び増進	保健事業と介護予防の一体的実施	医療・介護データ分析を通して高齢者の健康管理を把握し、疾病の重症化や心身機能の低下の防止を図るために高齢者の特性に応じた保険事業を実施します。	伊賀市	高齢者の健康管理を行うことで、生活習慣病の予防や疾病の重症化、心身機能の低下の予防に繋がり、健康で元気な地域に繋がることに期待できる。
	認知症対策事業	認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期対応を行います。若年性認知症への支援を通して認知症の人とその家族を支援します。	伊賀市	認知症の人とその家族を支援することで、本人と家族が安心して地域で暮らせる環境の整備が図れることが期待できる。
	地域自立生活支援事業	配達員による見守りを兼ねた配食サービスを実施し、高齢者の在宅生活を支援します。また、健康相談や緊急通報装置システムの利用促進に取り組みます。	伊賀市	高齢者の在宅生活を見守ることで、地域内共助が生まれ、今後増え続ける一人暮らし高齢者や高齢者世帯が安心して地域で暮らせる環境整備が図れることが期待できる。
	老人クラブ活動助成事業	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進します。	伊賀市	高齢化が進む地域において、高齢者の生きがいや健康づくりを通じて地域の共助が育まれることが期待できる。
	介護予防・生活支援事業	介護保険の対象とならないサービスを提供することにより、在宅で生活する高齢者を支援します。	伊賀市	在宅支援を行うことで、住み慣れた地域で健やかに生活できる。
	家族介護支援事業	介護する家族等の負担を軽減し、要介護者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。	伊賀市	住み慣れた地域で、安心して生活が送れ、家族の介護疲れなどの解消に繋がり、安心して家族と生活を営むことができる。
	福祉有償運送支援事業	実施法人に運営に要した経費を助成することにより安定的な運送支援の提供と、移動制約者に対する安全で安心な移動手段を確保します。	伊賀市	心身に障がいがある方や虚弱な方など、交通弱者が安心して地域で暮らすことができる。
	介護予防普及啓発事業	要介護状態にならないために介護予防について普及啓発を行います。	伊賀市	いつまでも健やかに地域で暮らせ、健康管理と認知症予防などに期待ができる。
	障がい者相談支援センター運営事業	障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用時の調整を行います。また、虐待事例や処遇困難事例の対応を行うとともに、民間の相談支援事業者等からの専門的な相談に対応します。	伊賀市	相談体制の充実を図ることで、必要な情報やサービスを選択でき、障がい者やその家族の生活の安定が図れ、QOLが高まることが期待できる。
	障がい者福祉啓発推進事業	障がいのある人の人権に関する理解と認識を深めるための情報発信に取り組みます。	伊賀市	人権が守られる地域社会で一人ひとりが尊重され、心と社会のバリアフリーの実現が期待できる。
健康増進事業	健康相談や健康教育（出前講座・まちの講師）、訪問指導等を通して、地域団体等への啓発に	伊賀市	健康を意識し、実践することで、生きがいと生活の質の向上が図れることが期待できる。	

		取り組みます。		
	包括的な相談支援体制	地域包括支援センターがあらゆる福祉相談に対応するとともに、専門職が必要な支援を行い、医療機関や地域と連携を図りながら、住み慣れた自宅で自立した生活が送れるように支援します。	伊賀市	住み慣れた地域の住み慣れた自宅で、専門職のアドバイスを受け安心して自宅で生活を送れることで持続的なコミュニティ維持が期待できる。
8. 医療の確保	地域医療体制の推進	安定した救急医療の推進と在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めます。	伊賀市	地域医療体制の充実を図ることで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。
10. 集落の整備	コミュニティ形成事業	島ヶ原地域まちづくり協議会や観光交流施設等と連携し、産業の創造、観光の振興、地場産物の販路拡大などの地域づくりや人材育成の支援を行います。	伊賀市	地域団体と事業者が協働で取り組むことで、新たな産業の創出と新規就業者の増加など地域の活性化と産業・観光振興に期待できる。
	公共施設最適化計画	公共施設最適化計画に基づき公共施設の複合化又は廃止を行い、解体除却を進めます。また、旧島ヶ原村役場の解体を行います。	伊賀市	地域内の公共施設の適正管理を行うことで、行政機能が集積と無駄が省けることで、利便性と効率化が図れる。
11. 地域文化の振興等	文化財保護事業	指定文化財の適切な保護・保存の取り組みを進めるとともに、未指定・未登録の文化財の調査を促進して保存すべきものを指定・登録するとともに、文化財の保存・活用に取り組みます。	伊賀市	長年にわたり守り続けられた文化財を今後も継続して保護していくことに加え、新たな文化財の発掘により、地域の魅力が再確認され、悠久の歴史が継承されることが期待できる。
	歴史街づくり事業	観菩提寺（正月堂）と大和街道島ヶ原宿の歴史的風致維持向上計画重点区域において、文化財の保護事業や宿場・街道案内看板等整備事業など、歴史的風致の維持向上に関わる事業を行います。	伊賀市	地域における歴史的資源である観菩提寺と大和街道島ヶ原宿の歴史的な風致維持に期待できる。